

自動車運送事業に係る安全対策検討委員会の趣旨

1. 安全対策検討委員会設置の背景

自動車運送事業においては、その運行形態が運転者1人に任されており、運行中の安全は車両が事業所を出発してから戻るまで運転者に委ねられていること、また、自家用車及び歩行者等と混在して走行するため、運転者に特に高い安全意識と能力等が求められる等の特徴を有していることから、営業所ごとに国家資格である運行管理者を一定の台数毎に配置し、点呼等により安全な運行を運転者に指示する運行管理制度の下で、輸送の安全の確保を図ってきたところである。

しかしながら、中小企業の事業者が99%を占める業界であるため、安全対策が経営者の意識に大きく左右されがちであり、安全の確保を運行管理者任せとし、企業全体での安全確保体制が不十分なケースが見られるなど、現行の安全対策の限界も見受けられる。

このため、全ての自動車運送事業者に対し安全確保の責務を課し、安全マネジメントを新たに導入して、企業全体の安全意識の浸透を図ることとしている。(安全管理規程、安全統括管理者選任の義務付けは一定規模以上の事業者)

今般、安全マネジメントの導入にあわせ、「現行の運行管理制度の徹底」、「監査機能の強化」を三位一体として自動車運送事業の安全性の向上を図っていくこととしており、このため、今般、安全対策検討委員会を設置し、前記の三位一体のそれぞれの施策の内容について、委員の御意見を頂き、今後の安全対策の充実を図るべく検討を行うこととしたものである。

2. 輸送の安全の確保のための施策

(1) 現行の運行管理制度の徹底

自動車運送事業の安全確保の基礎となっている運行管理制度について、更に有効に機能させるため、制度全般を再点検し、必要な改善策を講じることとしている。については、各事業者団体、運輸局等からの意見を踏まえながら、当委員会においても、改善すべき事項、改善策等についてご指摘を頂き、運行管理制度をより充実させるとともに、その徹底を図っていくこととしたい。

(2) 監査の強化

監査には、本年2月に事故の予防的な観点からの監査への重点化等の監査の強化を行ったところである。

また、現在、悪質違反の重罰化等、更なる監査の強化を検討しているところであり、今後、適切なタイミングで当委員会に対してもご説明することとしたい。

(3) 安全マネジメントの導入

今般、全ての自動車運送事業者に対し安全確保の責務を課し、経営トップが全社的な安全性の向上のための取り組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図るとともに、現場の声を安全性の向上等の継続的に反映させること等により、企業全体の安全性の計画的な向上を図るため、安全マネジメントを導入することとしている。

事業者数も多く、規模も様々な自動車運送業界に対して、この安全マネジメントを円滑かつ有効に導入するため、現在、安全マネジメント・ガイドラインを事業者規模に応じて(大規模、中規模、小規模の3類型を念頭に)作成しているところであるが、今般、各事業者団体と個別に調整を図りつつ、当委員会においてもご意見を頂きながら策定作業を進めていくこととしたい。また、安全マネジメント実施のために必要となるその他の事項についても、当委員会のご意見を伺いながら検討を進めていくこととしたい。

今後のスケジュール

- 第1回 4月 3日 : 現行の運行管理制度の現状及び課題、監査の強化についての現状、安全マネジメントの導入について
- 第2回 4月26日 : 事業者ヒアリング(バス、タクシー、トラック毎に大規模・中小規模の6事業者を予定)
- 第3回 5月下旬 : 現行の運行管理制度の課題の整理、自動車運送事業における安全マネジメントの有効な導入について、監査関係の強化について
- 第4回 6月中旬 : 現行の運行管理制度の課題の改善策の取りまとめ、自動車運送事業における三位一体の施策による安全対策全般にわたる指針の策定等の検討等

※7月以降においても、適宜適切に委員会を開催し検討を継続